

景観形成状況説明書

エリア	沿道景観美化エリア	行 為	建築物及び工作物
-----	-----------	-----	----------

■配慮基準

種別	該当	景観形成基準の内容	配慮した内容
全体		眺望景観保全のため、沿道からの見通しの確保の工夫を行う。	
その他	○	道路が通る各エリアの景観形成基準（実施基準、配慮基準、努力基準）による。	※各エリアの景観形成状況説明書に記載してください。